

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）</p> <p>ト 会計監査人の履歴書（会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）</p> <p>チ リ （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条</p> | <p>（営業の免許の申請等）</p> <p>第一条 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとする株式会社は、取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）全員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該株式会社に関する次に掲げる書面</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）</p> <p>（新設）</p> <p>ト リ （略）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、前二項の規定による免許の申請に係る法第四条</p> |

第二項の規定により審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 長期信用銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は従業員の確保の状況、長期信用銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

五 長期信用銀行の業務の内容及び方法が預金者等の保護その他の信用秩序の維持の観点から適当であること。

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第四条の二 法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 長期信用銀行の子会社である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の業務（同法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。以下この項において同じ。）の代理又は媒介のほか、次のイからハまでに掲げる外国銀行の業務の代理又は媒介を当該イからハまでに規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介

イ 長期信用銀行を子会社とする外国銀行

第二項の規定により審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 三 (略)

四 長期信用銀行の業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は従業員の確保の状況、長期信用銀行の経営管理に係る体制等に照らし、申請者が長期信用銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有する者であること。

(新設)

(外国銀行の業務の代理又は媒介)

第四条の二 法第六条第三項第五号の二に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる者の業務（銀行法第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）に限る。）の代理又は媒介を当該各号に規定する長期信用銀行が行う場合における当該代理又は媒介とする。

一 長期信用銀行の子会社（法第十三条の二第二項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）である外国銀行（銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）

二 長期信用銀行を子会社とする外国銀行

ロ 長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行及びイに掲げる者を除く。）

ハ 長期信用銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（長期信用銀行の子会社である外国銀行並びにイ及びロに掲げる者を除く。）

二 長期信用銀行の子会社である外国銀行及び前号イからハまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行の業務の代理又は媒介（当該業務の代理又は媒介を外国において行う場合に限る。）

2  
（略）

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第四条の二の五 長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が第四条の二第一項第二号に規定する外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務（法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとするものである場合は、第五号及び第七号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇七 （略）

八 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案

三 長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社（法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の子会社である外国銀行（前二号に掲げる者を除く。）

四 長期信用銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行（前三号に掲げる者を除く。）

2  
（略）

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第四条の二の五 長期信用銀行は、法第六条の三第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇七 （略）

八 当該長期信用銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務（法第六条の三第一項に規定する外国銀行代理業務

九・十（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準（認可の申請が第四条の二第一項第二号に規定する外国銀行を所屬外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第三号に掲げる基準を除く。）に適合するかどうかを審査するものとする。

一・二（略）

三 所屬外国銀行及び当該所屬外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所屬外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、長期信用銀行に対し、銀行法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

イ 所屬外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この号及び第二十五条の二の三第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分（以下「株式等」という。）を保有している者

ロ イに掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を保有している者

ハ 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により合計して所屬外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又

をいう。以下同じ。）の委託契約書の案

九・十（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一・二（略）

三 所屬外国銀行及び当該所屬外国銀行と次に掲げる特殊の関係のある者（ハに掲げる者については所屬外国銀行の株式の全部又は一部を保有している者に限る。）の主たる営業所が所在する国において、長期信用銀行に対し、銀行法による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていると認められること。ただし、当該審査が、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

イ 所屬外国銀行の発行済株式の総数又は出資の総額（以下この号及び第二十五条の二の三第一項において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ロ イに掲げる者の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有している者

ハ 主たる営業所の所在地を同一の国とする二以上の者により合計して所屬外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又

は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

- ニ 長期信用銀行が支店の設置又は長期信用銀行の業務を営むための会社の設立をすることができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も所属外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は持分を保有しているものに限る。）により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（外国銀行代理業務に係る届出）

第四条の二の六 法第六条の三第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

- 一 長期信用銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ 法第十三条の二第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第九項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第十三条の二第十項ただし書に規定する認可

ハ・ニ （略）

- ニ 長期信用銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）

イ 法第十六条の四第六項（同条第八項において準用する場合を

は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

- ニ 長期信用銀行が支店の設置又は長期信用銀行の業務を営むための会社の設立をすることができない国に主たる営業所を設けている二以上の者（そのいずれの者も所属外国銀行の発行済株式等の百分の五を超える数又は持分を保有しているものに限る。）により合計して所属外国銀行の発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分が保有されている場合における当該二以上の者のいずれかに該当する者

（外国銀行代理業務に係る届出）

第四条の二の六 法第六条の三第二項に規定する内閣府令で定める外国銀行は、次に掲げる外国銀行とする。

- 一 長期信用銀行が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行

イ 法第十三条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による子会社対象銀行等（同条第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。）を子会社とすることの認可

ロ 法第十三条の二第七項ただし書に規定する認可

ハ・ニ （略）

- ニ 長期信用銀行持株会社が次に掲げる認可を受けてその子会社としている外国銀行（前号に掲げる外国銀行を除く。）

イ 法第十六条の四第三項（同条第五項において準用する場合を

|                                                                                                         |       |                                     |         |                                                                          |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------|---------|--------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>含む。)の規定による長期信用銀行等(同条第六項に規定する長期信用銀行等をいう。)を子会社とすることの認可</p> <p>ロ 法第十六条の四第七項ただし書に規定する認可</p> <p>ハ (略)</p> | 2 (略) | <p>(専門子会社の業務等)</p> <p>第四条の三 (略)</p> | 2・3 (略) | <p>4 法第十三条の二第一項第十一号及び第十二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> | 5 (略) | <p>6 法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一 中小企業者(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十一項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行っている事業と異なる種類の</p>                 |
| <p>含む。)の規定による長期信用銀行等(同条第三項に規定する長期信用銀行等をいう。)を子会社とすることの認可</p> <p>ロ 法第十六条の四第四項ただし書に規定する認可</p> <p>ハ (略)</p> | 2 (略) | <p>(専門子会社の業務等)</p> <p>第四条の三 (略)</p> | 2・3 (略) | <p>4 法第十三条の二第一項第十一号及び第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 四 (略)</p>  | 5 (略) | <p>6 法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度若しくは前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の</p> |

事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの

イ・ロ (略)

二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

(削る)

四 (略)

三を超えているもの

イ・ロ (略)

(新設)

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者であつて、設立の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社

四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

六 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

七 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

八 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

十 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

十一 合理的な経営改善のための計画（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若し

7 法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第九条第一項に規定する承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を

くは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限り。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回つた場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

（新設）

受けている会社

三 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第一項若しくは第二十六条第一項に規定する認定を受けている会社又は同法第二百一十一条第一項に規定する認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社

八 合理的な経営改善のための計画（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（外国保険会社等を含む。）、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置

の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 長期信用銀行又はその子会社が前項第八号に規定する会社の議決権を同号ロの規定による措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

（新設）

二 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号イからハまでのいずれかに該当すること

9 第六項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を長期信用銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第六項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により同条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

10 前項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「法第十三条の二第一項第十二号」とあるのは、「法第十三条の二第一項第十二号の二」と読み替えるものとする。

11 第七項及び前項の規定にかかわらず、長期信用銀行又はその特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項、次項及び第十六条の二の三第二項において同じ。）以外の子会社がその取得し

7 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を長期信用銀行又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行又はその子会社により第四条の六第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号及び銀行法第十六条の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

（新設）

た第七項に規定する会社又は前項の規定により読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項及び次項、第十六条第一項第九号並びに第十六条の二の三第三項において「事業再生会社」という。）の議決権をその取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日から当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第五条の六、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二條において同じ。）及び事業再生会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 五年

二 中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権 三年

12 第六項から第十項まで（第八項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は事業再生会社の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項第五号及び第六号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第十條第一項第九号及び第十六條の二の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行に係る法第十三條の二第二項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行に係る同項第十二條の二に規定する内閣府令に定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社

8 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第十六條第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る法第十三條の二第二項第十二号及び銀行法第十六條の三第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六條の三第一項に規定する国内の会社をいう。第四條の七、第十六條の二、第二十一條、第二十一條の二及び第二十二條において同じ。）の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその

の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

13| (略)

14| 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第十三条の二第一項第二号の二、第十一号、第十二号又は第十二号の二に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

15| 法第十三条の二第三項の規定は、第八項、第九項（第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項及び第十二項に規定する議決権について準用する。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

9| (略)

10| 法第十三条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一〇三 (略)

四 法第十三条の二第一項第二号の二、第十一号又は第十二号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五〇七 (略)

11| 法第十三条の二第三項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。））第四条第二項並びに前条第十五項、第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

一（略）

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項において準用する銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「銀行法施行令」という。））第四条第二項並びに前条第十一項、第四条の七第五項、第五条の二の六第六項、第五条の六第九項、第五条の九第五項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権とする。

一（略）

（新設）

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使

使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けたもの

2 (略)

3 長期信用銀行は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五 (略)

について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合及び当該株式等を所有することとなつた日から十年を超えて当該株式等を所有する場合を除く。）

四 前二号に準ずる株式等で、金融庁長官の承認を受けた株式等

2 (略)

3 長期信用銀行は、第一項第四号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五 (略)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 主として長期信用銀行持株会社、銀行持株会社（銀行法第二十条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号、次条第一項第八号及び第五条の七第一項第八号において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務</p> <p>十八の二〇三十九 (略)</p> | <p>2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 主として長期信用銀行持株会社、銀行持株会社（銀行法第二十条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社対象会社（法第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社又は法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第三十二号及び次項において同じ。）に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務</p> <p>十八の二〇三十九 (略)</p> |
| <p>3〇9 (略)</p> <p>(法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)</p> <p>第四条の六 法第十三条の二第五項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 長期信用銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）</p> <p>四〇七 (略)</p>                                                                                               | <p>3〇9 (略)</p> <p>(法第十三条の二第一項の規定等が適用されないこととなる事由)</p> <p>第四条の六 法第十三条の二第五項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 長期信用銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）</p> <p>四〇七 (略)</p>                                                                             |

|                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>八 長期信用銀行の子会社である法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社による子会社対象会社以外の会社の株式等の取得</p>                                                                                                                       | <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                    |
| <p>2 法第十三条の二第五項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第八号に掲げる事由とする。</p>                                                                                                                                        | <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                    |
| <p>3 法第十三条の二第十項に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第一号から第七号までに掲げる事由とする。</p>                                                                                                                                    | <p>2 法第十三条の二第七項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。</p>                                                                                                                                             |
| <p>(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)<br/>         第四条の六の二 法第十三条の二第九項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。<br/>         一 三 (略)</p>                                                                    | <p>(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)<br/>         第四条の六の二 法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。<br/>         一 三 (略)</p>                                                                    |
| <p>(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)<br/>         第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等(法第十三条の二第九項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。<br/>         い。</p> | <p>(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)<br/>         第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等(法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。<br/>         い。</p> |
| <p>一 六 (略)</p>                                                                                                                                                                                 | <p>一 六 (略)</p>                                                                                                                                                                                 |
| <p>2 (略)</p>                                                                                                                                                                                   | <p>2 (略)</p>                                                                                                                                                                                   |
| <p>3 長期信用銀行は、法第十三条の二第七項の規定による子会社対象</p>                                                                                                                                                         | <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                    |

会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書類

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

四 その他法第十三条の二第七項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書類

4 | 第一項及び第二項の規定は、法第十三条の二第十項ただし書の規定による認可について準用する。

5 | 第一項の規定は、法第十三条の二第十一項の規定による認可について準用する。

6 | 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において

3 | 前二項の規定は、法第十三条の二第七項ただし書の規定による認可について準用する。

4 | 第一項の規定は、法第十三条の二第八項の規定による認可について準用する。

5 | 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において

準用する場合を含む。)及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イゝハ (略)

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホゝヲ (略)

三ゝ六 (略)

2 (略)

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二

準用する場合を含む。)に規定する議決権について準用する。

(長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする場合の認可の申請等)

第五条の二の三 法第十六条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者にならうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該法人に関する次に掲げる書面(当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面)

イゝハ (略)

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

ホゝヲ (略)

三ゝ六 (略)

2 (略)

3 一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、法第十六条の二の二

|                                                                    |              |                                                                                                                      |                |                                                                                         |                |               |              |                                                      |               |                                                                         |              |                                            |
|--------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|--------------|------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------|
| <p>第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> | <p>一 (略)</p> | <p>二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）</p> | <p>イ・ロ (略)</p> | <p>ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書</p>                                                         | <p>ニール (略)</p> | <p>三六 (略)</p> | <p>四 (略)</p> | <p>五 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> | <p>一七 (略)</p> | <p>(削る)</p>                                                             | <p>六 (略)</p> | <p>(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)</p> |
| <p>第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> | <p>一 (略)</p> | <p>二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）</p> | <p>イ・ロ (略)</p> | <p>ハ 会計参与設置会社にあつては、<u>会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）</u></p> | <p>ニール (略)</p> | <p>三六 (略)</p> | <p>四 (略)</p> | <p>五 法第十六条の二の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> | <p>一七 (略)</p> | <p>八 <u>元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得</u></p> | <p>六 (略)</p> | <p>(長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)</p> |

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イゝハ (略)

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ 会計監査人の履歴書

ヘゝヲ (略)

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 前号リ及びヌに掲げる書面

四ゝ六 (略)

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五条の二の六 長期信用銀行を子会社とする持株会社になろうとする会社は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該会社に関する次に掲げる書面

イゝハ (略)

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

（新設）

ホゝル (略)

三 当該会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等又は銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等のいずれかに該当するものをいう。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ・ロ (略)

ハ 前号チ及びリに掲げる書面

四ゝ六 (略)

2 長期信用銀行を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、法第十六条の二の四第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 (略)</p> <p>二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書</p> <p>ニ 会計監査人の履歴書</p> <p>ホ・ル (略)</p> <p>三・六 (略)</p> <p>三・六 (略)</p> <p>(特定持株会社に係る認可の申請)</p> <p>第五条の五 特定持株会社は、法第十六条の二の四第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条の二の六第一項第二号ハからヘまで及びチからヲまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面</p> <p>2 (略)</p> <p>(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)</p> | <p>一 (略)</p> <p>二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書面</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書（<u>会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書</u>）</p> <p>(新設)</p> <p>ニ・ヌ (略)</p> <p>三・六 (略)</p> <p>三・六 (略)</p> <p>(特定持株会社に係る認可の申請)</p> <p>第五条の五 特定持株会社は、法第十六条の二の四第三項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条の二の六第一項第二号ハからホまで及びトからルまで並びに同項第三号から第六号までに掲げる書面</p> <p>2 (略)</p> <p>(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号及び第九項に規定する主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第六項に規定する会社とする。

5 法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第七項に規定する会社とする。

6 法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 長期信用銀行持株会社又はその子会社が第四条の三第七項第八号に規定する会社の議決権を同号ロの規定による措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第二条第三号に規定する再生計画につき同法の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第二条第二項に規定する更生計画につき同法の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

ニ 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解

第五条の六 法第十六条の四第一項第十号及び第六項に規定する主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社は、第四条の三第六項に規定する株式会社とする。

(新設)

(新設)

決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号イからハまでのいずれかに該当すること

7 第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を長期信用銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、同項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により同条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「法第十六条の四第一項第十一号」とあるのは、「法第十六条の四第一項第十一号の二」と読み替えるものとする。

9 第五項及び前項の規定にかかわらず、長期信用銀行持株会社又はその特定子会社（第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社をいう。

5 前項に規定する会社のほか、株式会社であつて、その議決権を長期信用銀行持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該株式会社の議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社により次条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらず新たに取得されない限り、当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

（新設）

（新設）

以下この項、次項及び第二十五条の五の三第二項において同じ。）  
以外の子会社がその取得した第五項に規定する会社又は前項の規定により読み替えて準用する第七項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第二十五条の三第一項第九号及び第二十五条の五の三第三項において「事業再生会社」という。）の議決権をその取得の日から第四条の三第十一項各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数）を下回ることとなる場合において、当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10| 第四項から第八項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、

6| 前二項の規定にかかわらず、第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子

特定子会社がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は事業再生会社の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第四条の三第七項第五号及び第六号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるとときは、当該支援が終了する日。）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社及び当該新規事業分野開拓会社（以下この項、第二十五条の三第一項第九号及び第二十五条の五の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る同項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回るものとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限り

会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した前二項に規定する会社（以下この項及び第二十五条の三第一項第九号において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権をその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第四条の三第六項第九号及び第十号の規定に該当する会社の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるとときは、当該支援が終了する日。以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号及び銀行法第五十二条の二十四第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

でない。

11| (略)

12| 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 三 (略)

四 法第十六条の四第一項第一号の二、第十号、第十一号又は第十一号の二に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 七 (略)

13| 法第十三条の二第三項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定す

（法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）  
第五条の七 法第十六条の四第二項本文に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使

7| (略)

8| 法第十六条の四第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、当該持株会社が第四条の五第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は金融庁長官が定める基準により主として長期信用銀行、その子会社又は第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならぬ。

一 三 (略)

四 法第十六条の四第一項第一号の二、第十号及び第十一号に規定する会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第四条の五第一項各号及び第二項各号（第十九号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 七 (略)

9| 法第十三条の二第三項の規定は、第五項及び第六項に規定する議決権について準用する。

（法第十六条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）  
第五条の七 法第十六条の四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一・二 (略)

三 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使

することができない株式等に係る議決権の取得（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

八 長期信用銀行持株会社の子会社である法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社による子会社対象会社以外の会社の株式等の取得

2 法第十六条の四第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第八号に掲げる事由とする。

3 法第十六条の四第七項に規定する内閣府令で定める事由は、第一項第一号から第七号までに掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの）

第五条の八 法第十六条の四第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 三 （略）

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第六項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 六 （略）

することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

（新設）

（新設）

2 法第十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める事由は、前項各号に掲げる事由とする。

（子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの）

第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。

一 三 （略）

（長期信用銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第五条の九 長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第三項の規定による長期信用銀行等（同項に規定する長期信用銀行等をいう。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 六 （略）

|                                                   |                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2<br>(略)                                          | 3<br>長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第四項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 |
|                                                   | 一 理由書                                                                                                                                                   |
|                                                   | 二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書類                                                                                                            |
|                                                   | 三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書類                                                                                                                     |
|                                                   | イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類                                                                                                                             |
|                                                   | ロ 業務の内容を記載した書類                                                                                                                                          |
|                                                   | ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書類を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類                                                                             |
|                                                   | ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類                                                                                                     |
|                                                   | 四 その他法第十六条の四第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書類                                                                                                      |
| 4<br>第一項及び第二項の規定は、法第十六条の四第七項ただし書の規定による認可について準用する。 |                                                                                                                                                         |
| 5<br>第一項の規定は、法第十六条の四第八項の規定による認可について               |                                                                                                                                                         |

|          |                                              |
|----------|----------------------------------------------|
| 2<br>(略) | 3<br>(新設)                                    |
|          | 4<br>前二項の規定は、法第十六条の四第四項ただし書の規定による認可について準用する。 |
|          | 3<br>第一項の規定は、法第十六条の四第五項の規定による認可について          |

て準用する。

6| 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）及び第三項第二号に規定する議決権について準用する。

（当該長期信用銀行と特殊の関係のある者）

第十三条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等を含む。）次条から第十三条の十二まで、第十六条の二の三第一項及び第二十六条第一項において同じ。）及び関連法人等（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。次条から第十三条の十二までにおいて同じ。）とする。

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一（三）（略）

四 長期信用銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

て準用する。

5| 法第十三条の二第三項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（当該長期信用銀行と特殊の関係のある者）

第十三条の四 銀行法第十三条第二項前段に規定する当該長期信用銀行と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該長期信用銀行の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等を含む。）次条から第十三条の十二まで及び第二十六条第一項において同じ。）及び関連法人等（銀行法施行令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。次条から第十三条の十二までにおいて同じ。）とする。

（銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一（三）（略）

四 長期信用銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該長期信用銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五〇八 (略)

九 第四条の三第十一項の規定による事業再生会社又は同条第十二項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

(削る)

十 (略)

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇四 (略)

3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 銀行法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第九項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(特例対象会社)

五〇八 (略)

九 第四条の三第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

十一 (略)

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇四 (略)

3 (略)

(基準議決権数を超えて議決権を保有することができる場合)

第十六条の二の二 銀行法第十六条の三第四項第一号に規定する内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行が法第十三条の二第六項の認可を受けて他の長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

第十六条の二の三 銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で

(新設)

定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の決定に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項及び第二十五条の五の三第一項において同じ。）であつて、当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、処分基準日の翌日からは当該特例事業再生会社は、銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。

ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 3 銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、事業再生会社又は新規事業分野開拓会社等の子会社等（子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）をいう。第二十五条の五の三第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその子会社である事業再生会社若しくは新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。
- 4 法第十三条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（銀行法第十八条の規定による準備金の計上）  
第十六条の二の四 （略）

（銀行法第十八条の規定による準備金の計上）  
第十六条の二の三 （略）

|                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (減少する剰余金の額)                                                                                                                                                            | (減少する剰余金の額)                                                                                                                                                            |
| 第十六条の二の五 (略)                                                                                                                                                           | 第十六条の二の四 (略)                                                                                                                                                           |
| (貸借対照表等の公告等)                                                                                                                                                           | (貸借対照表等の公告)                                                                                                                                                            |
| 第十八条 (略)                                                                                                                                                               | 第十八条 (略)                                                                                                                                                               |
| (業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)                                                                                                                                                | (業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)                                                                                                                                                |
| 第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。 | 第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号、第五号チ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。 |
| 一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項                                                                                                                                             | 一 長期信用銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項                                                                                                                                             |
| イ 二 (略)                                                                                                                                                                | イ 二 (略)                                                                                                                                                                |
| ホ 会計監査人の氏名又は名称                                                                                                                                                         | (新設)                                                                                                                                                                   |
| ヘ 一 七 (略)                                                                                                                                                              | ホ 一 七 (略)                                                                                                                                                              |
| 二 一 七 (略)                                                                                                                                                              | 二 一 七 (略)                                                                                                                                                              |
| 2 (略)                                                                                                                                                                  | 2 (略)                                                                                                                                                                  |
| (合併の認可の申請)                                                                                                                                                             | (合併の認可の申請)                                                                                                                                                             |
| 第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を                                                                                                          | 第二十一条 長期信用銀行は、銀行法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を                                                                                                          |

添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書

九の三 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の会計監査人の履歴書

一〇四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該会社分割を行った後における長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書

九の三 当該会社分割を行った後における長期信用銀行の会計監査人の履歴書

一〇五 (略)

添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

(新設)

一〇四 (略)

(会社分割の認可の申請)

第二十一条の二 長期信用銀行は、銀行法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該会社分割を行った後における長期信用銀行が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

(新設)

一〇五 (略)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ・ロ (略)

ハ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が会計参与設置会社である場合には、当該会社の会計参与の履歴書

ニ (略)

(所属外国銀行に関する届出)

第二十五条の二の三 銀行法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式等を保有する者に変更があつた場合とする。

2・3 (略)

(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

(廃業及び解散等の認可の申請)

第二十三条 長期信用銀行は、銀行法第三十七条第一項の規定による長期信用銀行の業務の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 合併

イ・ロ (略)

ハ 合併後存続する会社又は合併により設立される会社が会計参与設置会社である場合には、当該会社の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

ニ (略)

(所属外国銀行に関する届出)

第二十五条の二の三 銀行法第五十二条の二の九第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、発行済株式等の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を保有する者に変更があつた場合とする。

2・3 (略)

(銀行法第五十二条の二十四第一項の規定が適用されないこととなる事由)

|                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p>                                                                                            | <p>第二十五条の三 銀行法第五十二条の二十四第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p>                                                                                        |
| <p>一 三 (略)</p> <p>四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）</p>                              | <p>一 三 (略)</p> <p>四 長期信用銀行持株会社又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）</p>                       |
| <p>五 八 (略)</p> <p>九 第五条の六第九項の規定による事業再生会社又は同条第十項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。</p> | <p>五 八 (略)</p> <p>九 第五条の六第六項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。</p>                |
| <p>(削る)</p> <p>十 (略)</p> <p>2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p>                                                            | <p>十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得</p> <p>十一 (略)</p> <p>2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。</p> |
| <p>一 四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(基準議決権数を超えて議決権を保有することができるとき)</p> <p>第二十五条の五 銀行法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する</p>                                                | <p>一 四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(基準議決権数を超えて議決権を保有することができるとき)</p> <p>第二十五条の五 銀行法第五十二条の二十四第四項第四号に規定する</p>                                            |

内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第六項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社等)

第二十五条の五の二 銀行法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該長期信用銀行持株会社の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。次条第一項及び第二十六条第三項において同じ。）

二 (略)

(特例対象会社)

第二十五条の五の三 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の決定に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業

内閣府令で定める場合は、当該長期信用銀行持株会社が法第十六条の四第三項の認可を受けて長期信用銀行、銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社又は少額短期保険業者を子会社とした場合とする。

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社の子会社等)

第二十五条の五の二 銀行法第五十二条の二十五に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる者とする。

- 一 当該長期信用銀行持株会社の子法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。第二十六条第三項において同じ。）

二 (略)

(新設)

有限責任組合であつて、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつてゐるもの

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号の規定により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員となる株式会社に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権をその取得の日から十年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、処分基準日の翌日からは当該特例事業再生会社は、銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、事業再生会社又は新規事業分野開拓会社等

の子会社等であつて、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社である事業再生会社若しくは新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第十三条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニからへまで、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項  
イ ホ （略）

ヘ 会計監査人の氏名又は名称

二 ヾ 六 （略）

2 ヿ 4 （略）

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ、ニ及びホ、第二号、第四号ホ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。

一 長期信用銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項  
イ ホ （略）

（新設）

二 ヾ 六 （略）

2 ヿ 4 （略）

（長期信用銀行持株会社に係る合併の認可の申請）

第二十五条の十 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申

請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 合併後存続する長期信用銀行持株会社又は合併により設立される長期信用銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行持株会社の会計参与の履歴書

九の三 合併後存続する長期信用銀行持株会社又は合併により設立

される長期信用銀行持株会社の会計監査人の履歴書

十〇十五 (略)

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行持株会社の会計参与の履歴書

請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 合併後存続する長期信用銀行持株会社又は合併により設立される長期信用銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行持株会社の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

(新設)

十〇十五 (略)

2・3 (略)

(長期信用銀行持株会社に係る会社分割の認可の申請)

第二十五条の十の二 長期信用銀行持株会社は、銀行法第五十二条の三十五第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一〇九 (略)

九の二 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社が会計参与設置会社である場合には、当該長期信用銀行持株会社の会計参与の履歴書(会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)

九の三 当該会社分割を行った後における長期信用銀行持株会社の  
会計監査人の履歴書

十〇十六 (略)

2・3 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一〇三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〇ハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)〇(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過

(新設)

十〇十六 (略)

2・3 (略)

(長期信用銀行代理業の許可の審査)

第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一〇三 (略)

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ〇ハ (略)

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)〇(10) (略)

ホ・ヘ (略)

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過

しない者

- (1) 準用銀行法第二十七条若しくは準用銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは会計監査人又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

しない者

- (1) 準用銀行法第二十七条若しくは準用銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (3) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (4) 労働金庫法第九十五条第一項の規定により改任を命ぜられた理事若しくは監事又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6)・(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人

(9) (略)

(10) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第二十五条の五十 (略)

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

(6)・(7) (略)

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは監事

(9) (略)

(10) 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ (略)

五〇七 (略)

(紛争解決委員の利害関係等)

第二十五条の五十 (略)

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格</p>                                                                                                        |
| <p>3<br/>（略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 長期信用銀行を代表する取締役、長期信用銀行の常務に從事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、長期信用銀行の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（長期信用銀行の常務に從事する取締役を除く。））を選任しようとする場合又はこれらの者が退任しようとする場合</p> <p>二の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合</p> <p>二の三 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合</p> <p>三 （略）</p> <p>三の二 外国において法第六条第三項に規定する業務の全部若しく</p> | <p>3<br/>（略）</p> <p>（届出事項）</p> <p>第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 長期信用銀行を代表する取締役又は長期信用銀行の常務に從事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役又は執行役）の就任又は退任があつた場合</p> <p>二の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合</p> <p>（新設）</p> <p>三 （略）</p> <p>（新設）</p> |

は一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは  
廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更を  
しようとする場合

三の三・三の四 (略)

四〇七 (略)

七の二 法第十三条の二第六項の規定に基づき子会社対象会社(同  
条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十一号において同  
じ。)以外の会社を子会社としようとする場合

八〇十 (略)

十一 長期信用銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決  
権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有するこ  
ととなつた場合

十二〇十四 (略)

十四の二 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行  
が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し  
、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けを  
した場合

ニ 解散(合併によるものを除く。)をし、又は銀行業の廃止を  
した場合

三の二・三の三 (略)

四〇七 (略)

(新設)

八〇十 (略)

十一 長期信用銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社(法第  
十三条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。)の議決権  
を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有すること  
となつた場合

十二〇十四 (略)

(新設)

|                                                                                                                                                       |                                             |                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合<br>ヘ 破産手続開始の決定があつた場合<br>十五（二十六）（略）                                                                     | 2<br>（略）                                    | 3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。                                                                                                                                                                    |
| 一・二 （略）                                                                                                                                               | 2<br>（略）                                    | 3 銀行法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。                                                                                                                                                                    |
| 三 長期信用銀行持株会社を代表する取締役、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役を除く。））を選任しようとする場合又は退任しようとする場合 | 一・二 （略）                                     | 三 長期信用銀行持株会社を代表する取締役又は長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役又は執行役）（外国所在長期信用銀行持株会社にあつては当該外国所在長期信用銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者）の就任又は退任があつた場合<br>（新設） |
| 三の二 外国所在長期信用銀行持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在長期信用銀行持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者を選任しようとする場合又は退任しようとする場合                          | 三の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合<br>（新設） |                                                                                                                                                                                                                 |
| 三の三 会計参与設置会社にあつては、会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合                                                                                                    |                                             |                                                                                                                                                                                                                 |
| 三の四 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任                                                                                                                        |                                             |                                                                                                                                                                                                                 |

しようとする場合

四・五 (略)

五の二 法第十六条の四第三項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第八号において同じ。）以外の会社を子会社としようとする場合

六・七 (略)

八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

九ゝ二十二 (略)

4ゝ8 (略)

9 第一項第十号又は第十二号に掲げる場合において、法第十三条の二第一項第十二号に掲げる会社又は同項第十二号の二に規定する特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、長期信用銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第十六条の四第一項第十一号に掲げる会社又は同項第十一号の二に規定する特別事業再生会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、長期信用銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

10 (略)

四・五 (略)

(新設)

六・七 (略)

八 長期信用銀行持株会社又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十六条の四第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

九ゝ二十二 (略)

4ゝ8 (略)

9 第一項第十号又は第十二号に掲げる場合において、法第十三条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第十六条の四第一項第十一号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する会社は、長期信用銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

10 (略)

[